

高松市技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

I 現 状

地方公共団体の技能職員の給与については、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら適正な給与制度・運用となるよう、また、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成20年度から実施に取り組むこととされています。

本市の技能職員の平均給与月額については、民間の同種の職種に従事する者と比べて高い水準となっています。

1 技能職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	公 務 員					民 間			参 考			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
										高松市(C)	民間(D)	C/D
高松市	46.2歳	574人	338,424円	383,289円	357,971円	-	-	-	-	-	-	-
うち清掃職員	43.5歳	142人	334,992円	400,036円	362,060円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.33	6,463,732円	4,192,600円	1.54
うち学校給食員	46.8歳	27人	292,807円	310,532円	306,665円	調理士	43.6歳	244,400円	1.27	5,144,484円	3,346,700円	1.54
うち守衛	38.2歳	5人	302,920円	352,163円	316,313円	守衛	57.6歳	233,100円	1.51	5,626,556円	3,356,100円	1.68
うち用務員	51.0歳	144人	349,618円	376,871円	366,080円	用務員	53.9歳	227,200円	1.66	6,225,652円	3,284,300円	1.90
うち自動車運転手	47.3歳	12人	361,800円	404,977円	386,410円	自家用乗用自動車運転者	52.2歳	333,900円	1.21	6,684,324円	4,734,600円	1.41
うちその他技能労務職	44.8歳	244人	338,439円	384,953円	355,937円	-	-	-	-	-	-	-
香川県	47.5歳	349人	347,239円	384,555円	365,611円							
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円							
中核市平均	46.2歳	497人	336,337円	400,483円	366,011円							

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない(高松市技能職員のデータは、正規雇用者のみを対象としているが、民間データはアルバイト、パートなどの非正規雇用者を含んでいる。)

※年収ベースの「高松市(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、高松市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

2 技能職員の年齢別職員数および平均給与月額状況（平成19年4月1日現在）

区分	全体		清掃職員		学校給食員		守衛		用務員		自動車運転手		その他技能労務職	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
18歳未満														
18・19歳														
20～23歳	*	*											*	*
24～27歳	6	231,165	*	*	*	*			*	*			3	237,071
28～31歳	36	264,117	13	281,546	*	*	*	*	3	241,456			16	249,252
32～35歳	74	309,672	27	331,598	4	254,785	*	*	10	255,346			31	313,023
36～39歳	46	344,952	15	358,634	*	*			5	261,008	*	*	24	354,476
40～43歳	62	387,411	16	423,295	*	*			11	375,797	*	*	32	375,312
44～47歳	76	416,791	23	439,295	*	*			17	371,473	3	450,221	31	424,738
48～51歳	83	417,146	16	441,443	4	343,722			15	396,587	4	388,919	44	424,560
52～55歳	79	416,238	15	465,344	4	302,848			27	384,439			33	433,679
56～59歳	81	412,271	13	465,337	6	327,883			41	400,261	*	*	19	428,897
60～63歳	29	462,080	3	514,744	*	*	*	*	14	450,604			9	485,189
合計	574	383,289	142	400,036	27	310,532	5	352,163	144	376,871	12	404,977	244	384,953

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は、「職員数」および「平均給与月額」の欄を*と表示している。

3 その他技能職員の給与に関する状況

(1) 給料表

技能職員の給料については、職務の複雑、困難および責任の度に基づき、職員の給与に関する条例に定める給料表により給料を支給しています。

(2) 手当

前述(1)の給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、休日・時間外勤務手当、期末・勤勉手当、また、著しく危険、不快、不健康、困難な業務に従事する場合に支給される特殊勤務手当などの諸手当を支給しています。

【技能職員に支給される特殊勤務手当】

手当の種類	手当を受ける職員の範囲	手当の額
自動車乗務職員手当	①自動車の運転に従事する職員 ②市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転した職員または同乗して作業に従事した職員	①月額 4,400円 ②日額 340円
夜間業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において行われる業務に従事した職員	1勤務につき 410～1,100円
薬剤等取扱手当	薬剤散布に従事した職員	日額 450円
斎場業務手当	火葬業務に従事した職員	1体につき 2,100円
じんかい処理手当	①じんかいの収集または処分に従事した職員 ②じんかいの焼却、破碎または選別の作業に従事した職員	①日額 960円または1,260円 ②日額 960円
汚物処理手当	汚物処理に従事した職員	日額 960円または1,060円
危険手当	病院の調理職員または精神病棟もしくは感染症病室に勤務する用務職員	月額 2,900円
夜間看護等手当	支援員、介護職員などで正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる介護または介助等の業務に従事した職員	1回につき 3,500円
狂犬病予防等作業手当	①犬、猫等の捕獲、引取り、収容または処分の作業に従事した職員 ②前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事した職員	①日額 910円 ②日額 250円
高所・深所作業手当	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所または地下もしくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事業業もしくはその監督または検査の業務に従事した職員	日額 300円
道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	日額 300円
災害応急作業等手当	①異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員 ②異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所または発生するおそれの著しい箇所で応急作業または応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	①日額 480円 ②日額 730円 ※夜間の場合は50/100に相当する額を加算
年末年始等勤務手当	①年始または年末に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ②年始または年末に宿直勤務または日直勤務に従事した職員 ③年始後の3日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員	①および② 日額 5,300円または8,400円 ③日額 3,300円 ※半日または半夜の場合は1/2に相当する額

(3) 昇給基準等

新たに技能職員として採用した場合は、高松市の初任給基準表に基づき、採用した職種と前職の経験年数等に応じて初任給を決定します。その後、国家公務員に準じて、4号給を標準（55歳を超える場合は2号給）として昇給させ、勤務成績が良好であることが明らかな場合は、昇格させています。

II 今後の見直しに向けた基本的な考え方

高松市の技能職員の給与等については、これまでも国家公務員に準じた給与構造の改革を推進するなど、適正化に努めてまいりました。

今後においても、特殊勤務手当を始めとする諸手当の見直しや時間外勤務の計画的縮減など、市民の理解を、より一層得られる適正な給与水準とし、健全な財政運営に向け、計画的に総人件費の抑制を図るための取組みを推進していきます。

III 具体的な取組内容

1 特殊勤務手当の見直し

技能職員が支給対象となっている特殊勤務手当については、13手当（平成19年4月1日現在）あり、そのうち他の手当または給料で措置される勤務内容に対して重複支給の観点から検討を要するもの、月額支給から日額支給への変更を要するものについて、国や他の地方公共団体の状況も踏まえた上で、見直しを積極的に検討します。

2 時間外勤務手当の縮減

過重労働による健康障害防止の観点などから、時間外勤務時間数の上限設定、ノー残業デーの継続実施や振替・代休制度の活用の徹底、ワークシェアリングによる非常勤嘱託職員等の配置などにより、時間外勤務を縮減します。

3 その他諸手当の見直し

職員が居住する住宅を借り受け、または所有している場合に支給される住居手当について、支給基準や支給額を見直します。

IV その他

住民サービスの維持向上と円滑な行政運営の確保を前提に、技能職員の業務のあり方について検討を進めていく中で、業務の見直しによる廃止を始め、委託化・嘱託化が可能なものについて、アウトソーシングの積極的な活用を推進するなど、現段階で考えられるあらゆる可能性を視野に入れ、組織体制や事務事業の簡素化・効率化を図ることにより、平成19年7月に策定した「高松市職員数の適正化計画」に基づき、平成23年度までに計画的な人員削減を目指します。

《平成19年度から平成23年度までの技能職員数の削減目標》

削減人員 170人（削減率28.3%）

削減効果 約25億円（累計＝18年度ベース）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職 員 数	600人	574人	547人	514人	481人	430人
対前年度比		▲26人	▲27人	▲33人	▲33人	▲51人